

各位

牛久市商工会
工業・建設業部会
部会長 相澤光一

「石綿作業主任者技能講習」開催のご案内

日頃より、当部会の活動においてご理解ご協力を頂きありがとうございます。

さて、当部会ではスキルアップを図るべく、(株)安全衛生推進会茨城教育センターの出張講習を下記の通り実施いたします。

労働安全衛生法の定めるところにより、石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体・除去作業等に係る業務を行う場合は、石綿作業主任者を選任し、その者に作業に従事する労働者の指揮、その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならないと定められております。

また、石綿作業主任者技能講習を修了した者は、一般建築物石綿含有建材調査者(実務経験年数不問)の受講資格が得られます。

つきましては、是非、この機会にご受講頂けますようご案内申し上げます。

【注意】

1. 労働安全衛生法等の改正により、平成18年4月1日からは、石綿作業主任者技能講習を修了した者のうちから選任することとなりました。
2. 平成18年3月までに特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者は、石綿作業主任者となる資格を有していますので、この講習を受講する必要はありません。

記

1. 受講資格

満18歳以上

2. 講習日時及び会場

- ①日時 令和7年9月17日(水)～9月18日(木)
1日目(学科) 8:30～13:50
2日目(学科) 8:30～16:00 (修了試験1時間)
- ②会場 牛久市商工会 (牛久市上柏田4-1-1 牛久市商工会館ビル3F)

3. 受講料及びテキスト代

- 全科目 12,980円(受講料:11,000円 テキスト代:1,980円)
※商工会の会員事業者には、上記金額から一人当たり500円の受講費用を補助させていただきます。

4. 定員

40名定員になり次第締め切りとなります。

5. 受講申し込み方法 下記①～④を添えて8月29日(金)までに商工会窓口までお申し込みください。

- ①受講料
 - ②受講申込書(商工会HPより取得可。ご希望の方にはご郵送いたします。)
 - ③証明写真計2枚(うちは1枚申込書に貼付)
〔証明写真〕サイズたて3.0cm×2.4cm裏面に氏名を記入したもの
- ※整理の都合上、電話やFAXでのお申し込みは受け付けておりませんが、窓口までお申し込みください。
- ④本人確認書類(免許証のコピー等)を添付して下さい。

6. 携行品

- ・受講票 ※講習会の1週間～10日前を目安に事業所宛てに郵送します。
- ・筆記用具（鉛筆・消しゴム）
- ・(株)安全衛生推進会茨城教育センターで交付した技能講習カードの修了証を取得されている方は、受付時に提出して下さい。1枚にまとめます。
- ・テキストは当日お席にご用意します。

7. 注意事項

- ・日本語の講義及び学科試験を行いますので、対応（理解、読み書き等）できる方が対象です。
- ・申込書を基に修了証を作成しますので、戸籍に記載された氏名を正確に記入してください。
- ・不鮮明な写真では、修了証に反映されませんのでご注意ください。顔写真の貼り付けは両面テープを推奨します。

8. 修了証の交付

技能講習修了後、法令に定める修了試験を行い、合格者に対しては修了証を交付します。

9. 人材開発支援助成金

助成金申請には、講習終了後2ヶ月以内に支給申請手続きが必要です。

お問合せ先「茨城労働局助成金事務センター」(TEL029-297-7235)

10. 講習時間及び講習科目

	時 間	講習時間	昼休み・休憩	科 目
第 1 日 目	8:30～ 8:40	10分	休憩 10分含 <昼休み50分>	オリエンテーション
	8:40～10:50	2時間		健康障害及びその予防措置に関する知識
	11:00～12:00	1時間		関係法令
	12:50～13:50	1時間		関係法令
第 2 日 目	8:30～11:50	3時間	休憩 20分含 <昼休み50分>	作業環境の改善方法に関する知識
	12:40～13:40	1時間		作業環境の改善方法に関する知識
	13:50～16:00	2時間	休憩 10分含	保護具に関する知識
	16:10～17:10	1時間		修了試験

11. その他

- ・昼食は各自にてご準備をお願いします。
- ・遅刻または早退された場合、修了証の発行は致しかねます。
- ・無断欠席の場合、受講料の返金はできませんのでご了承ください。
- ・ご記入いただいた氏名・生年月日等は、本目的以外には使用いたしません。

12. 申込み受付先

牛久市商工会（担当：安藤）

住所：牛久市上柏田4-1-1 電話：029-872-2520

